

紀美野町地域移動販売支援事業補助金に関する事業者募集要項

令和7年3月25日

紀 美 野 町

1 目的

食料品等の購入が困難な地域を解消し、高齢者をはじめとする町民の生活を守り、生活の利便性を確保するため、町の補助金を受けて、生鮮食料品及び日用品の移動販売を行う事業者を募集します。

2 補助事業者の募集数 1 事業者

3 補助金の内容

補助金額	<ul style="list-style-type: none">・6,000円×町長が指定した住所への営業日・補助上限額：年間120万円
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・運営費（車の維持管理に要する燃料費、車検費用、修理費、備品購入費、その他必要な経費）
補助期間	<ul style="list-style-type: none">・最初の補助金交付決定の日（令和7年9月以降）から令和11年度まで
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・生鮮食料品（肉・野菜・魚）を取り扱い、買い物が困難であると町長が認める住所（次項4を参照）で移動販売を行うこと・補助期間の間、継続して移動販売を行えること・移動販売を通じ、見守り活動（高齢者等への声かけや健康異常を把握したときは直ちに町へ連絡する）を行うこと・県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること・移動販売に係る関係法令を遵守すること

4 移動販売の実施場所

食料品や日用品等の買い物が困難であると町長が認める下表の住所に居住する高齢者等を対象として、販売ルート（曜日、順番等）は町と協議のうえ、各住所を必ず週1回、1～4のすべての住所を週3日以上かけてきめ細かに移動販売を行うこと。なお、対象の住所及び販売場所は町と定期的に見直し調整するものとします。

1	上ヶ井、三尾川、大角、津川、明添、鎌滝、赤木、高畑、桂瀬
2	今西、松ヶ峰、菅沢、田、谷、中、滝ノ川
3	毛原下、小西、毛原中、毛原宮、毛原上、長谷宮
4	井堰、蓑垣内、真国宮、蓑津呂、花野原、初生谷、北野、円明寺、勝谷、四郷

5 スケジュール

公募開始	令和7年4月21日（月）
質問の締め切り	〃 5月 7日（水）
質問に対する回答	〃 5月12日（月）
募集締め切り日	〃 5月22日（木）
プレゼンテーション	〃 5月29日（木）
審査結果通知	〃 6月 4日（水）

※ 各日程日は、事務の都合により変更する場合があります。

6 本募集に関する質問

質問方法	様式5により、件名を「移動販売支援事業の質問」とし紀美野町保健福祉課あて、電子メールで提出してください。 Email : hofuku@town.kimino.lg.jp
質問期間	4月21日（月）～5月7日（水）
回答方法	質問があれば5月12日（月）に町ホームページに掲載します。

7 応募方法等

提出書類	以下のⅠ～Ⅴを提出すること。 Ⅰ. 参加申込書（様式1） 1部 Ⅱ. 事業計画書 7部 （様式は任意としますが、以下を遵守してください） A4サイズ10ページ以内とすること（縦・横自由） 以下の内容を必ず記載すること ① 販売商品 ② 販売商品を調達する店舗の名称及び所在地 ③ 予定している移動販売車両の規格 ④ 実施体制（移動販売の従事予定者及びフォロー体制等） Ⅲ. 収支計画表（様式2） 7部 Ⅳ. 移動販売ルート提案書（様式3） 7部 Ⅴ. 移動販売事業実績表（様式4） 7部
提出先	紀美野町保健福祉課 （〒640-1121 紀美野町下佐々1408-4 紀美野町総合福祉センター）
受付期間	4月21日（月）～5月22日（木） （土・日曜日・祝日を除く 8:30～17:15） ※郵送の場合、封筒に「移動販売応募」と記入のうえ、受付期間内 必着又は持参による受付

8 プレゼンテーション

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の内容に沿って、事業計画について説明（20分以内）していただいた後、質疑応答（20分以内）を行います。 応募時に提出した資料を使用して説明するものとし、説明用に追加で資料を配布することはできません。またプロジェクターの使用はできません。
出席者	1事業者あたり3名以内
実施日時	5月29日（木）1事業者あたり40分 ※ 集合時間及び場所（紀美野町役場本庁内）は、募集期間終了後に通知します。

9 評価方法等

評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員（以下「委員」という。）は、提案の内容を元に別表「紀美野町移動販売支援事業補助金事業者採点表」により採点を行います。 委員ごとに採点結果の高い提案者順に順位を付し、委員が付した順位の数字を合計した数値（以下「順位点」という。）の最も低い事業者を最優秀提案者として選定します。 順位点が同一の事業者が複数いた場合、委員の採点の合計点数が最も高い事業者を選定し、さらに合計点数も同一の事業者が複数いた場合には委員の評決により選定します。 応募が1事業者のみの場合であっても、評価を行い、最優秀提案者として適当でないと思われる場合には、最優秀提案者と選定しないことがあります。 														
評価項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点 (満点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品 充実度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 販売商品が充実しているか。 要件である生鮮食品（肉・野菜・魚）を全て取り扱っているほか、加工食品や日用品が充実しているか。 </td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> サービスが充実しているか。 (例：要望を受けた商品の取り寄せ、足の悪い方向けに商品を自宅までお届け) </td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>販売 ルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活における食料品等の調達が困難であると町長が認める住所のうち、なるべく多くの住所で移動販売を実施することが可能か。 移動販売車両は細い道などにも入ることを想定した仕様か。 </td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>			項目	評価基準	配点 (満点)	商品 充実度	<ul style="list-style-type: none"> 販売商品が充実しているか。 要件である生鮮食品（肉・野菜・魚）を全て取り扱っているほか、加工食品や日用品が充実しているか。 	20	サービス	<ul style="list-style-type: none"> サービスが充実しているか。 (例：要望を受けた商品の取り寄せ、足の悪い方向けに商品を自宅までお届け) 	20	販売 ルート	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における食料品等の調達が困難であると町長が認める住所のうち、なるべく多くの住所で移動販売を実施することが可能か。 移動販売車両は細い道などにも入ることを想定した仕様か。 	10
項目	評価基準	配点 (満点)													
商品 充実度	<ul style="list-style-type: none"> 販売商品が充実しているか。 要件である生鮮食品（肉・野菜・魚）を全て取り扱っているほか、加工食品や日用品が充実しているか。 	20													
サービス	<ul style="list-style-type: none"> サービスが充実しているか。 (例：要望を受けた商品の取り寄せ、足の悪い方向けに商品を自宅までお届け) 	20													
販売 ルート	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における食料品等の調達が困難であると町長が認める住所のうち、なるべく多くの住所で移動販売を実施することが可能か。 移動販売車両は細い道などにも入ることを想定した仕様か。 	10													

	採算性	・移動販売事業を安定して実施できる収支計画となっているか。 ・採算性を確保するための工夫があるか。	10
	実施体制	・安定的に移動販売事業を実施する体制が整っているか。 ・移動販売従事者は移動販売の経験があるか。 ・移動販売従事者が急病等の場合もフォローできる体制となっているか。	10
	実績	・実績があり、移動販売に関するノウハウを多く有しているか。 (例：効果的な販売方法、売れ筋商品に関するデータ保持)	10
	その他提案	・地域経済活性化や地域包括ケアシステム構築等に資する提案があるか(例：町特産品の取扱い、高齢者の見守り機能)	10
	合 計		100
採点結果	<p>・最優秀提案者には採用通知書を、それ以外の事業者には不採用通知書の送付によりお伝えします。</p> <p>・結果は、町ホームページに公表します。公表する項目は、最優秀提案者名及び各事業者の順位点とします。最優秀提案者以外の事業者名は公表しません。</p>		

10 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とします。

- ① 受付期間後に応募した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があったと町が認める場合

11 その他留意事項

- ① 本募集への参加に係る費用については、すべて事業者負担とします。
- ② 最優秀提案者に選定されたことをもって、補助金の交付決定をするわけではありません。必要に応じて町と協議を行い、事業計画を調整した後、補助金の交付申請をしていただき、町の審査を経て、交付決定となります。
- ③ 本募集において提出された書類は、紀美野町情報公開条例（平成18年条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

・応募及び問合せ

〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4

紀美野町保健福祉課 移動販売事業者募集担当

T E L : 073-489-9960 Email : hofuku@town.kimino.lg.jp